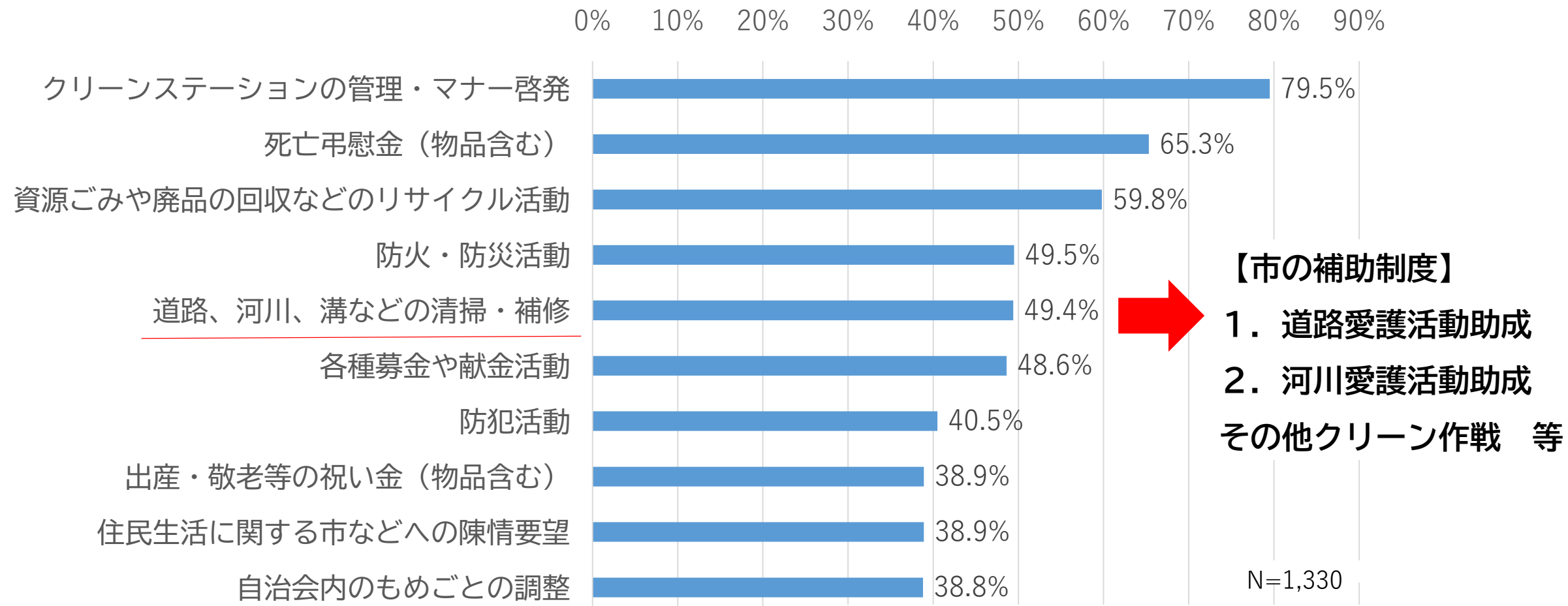


参考資料 1
生活環境の維持管理

道路・河川の清掃等に関する現状

○49.4%の市内自治会が道路、河川、溝などの清掃・補修を実施

自治会が担っている業務（上位10項目）



（令和4年度神戸市内地域組織基礎調査結果）

1. 道路愛護活動助成

○助成対象活動

- ・市民団体が行う道路愛護活動（歩道・側溝の清掃、法面の草刈、簡易な道路維持・補修活動）

○対象となる道路

- ・道路法の規定に基づいて神戸市が管理している市道、県道及び国道 ※幹線道路の歩道や生活道路が多い
- ・市内活動規模は約1,649km（作業延長）

○対象団体

- ・自治会、婦人会、老人会、子供会等の公共的団体を母体とする団体、その他組織的かつ継続的に活動する市民団体で、道路愛護活動を目的とする団体
- ・R5.4月現在77団体
- ・活動頻度は毎日～年数回。団体平均は年20回程度

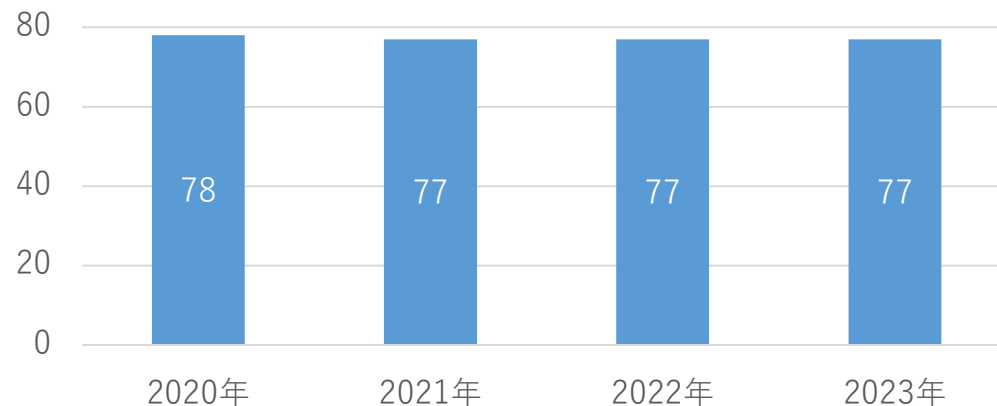
○助成金

- ・作業総延長1mあたり6円、年間上限5万円のうち低い額
- ・令和4年度実績額 2,831千円
- ・団体平均 約40千円

○活動の流れ

- ①建設事務所へ相談
- ②団体結成手続き
- ③証明書交付
- ④活動の報告及び助成金の交付申請
- ⑤履行確認、交付決定
- ⑥請求
- ⑦支払

○団体数の推移



2. 河川愛護活動助成

○助成対象活動

- ・市民団体が市内の河川において行う河川愛護活動（川の清掃、草刈り、水環境及び生態系の保全活動、河川パトロール、広報・啓発活動）

○対象となる河川

- ・市内の河川（県が所管する河川が多い）
- ・市内活動規模は約364,428m（作業延長）

○対象団体

- ・自治会、婦人会、老人会、子ども会等の公共的団体を母体とする団体、その他組織的かつ継続的に活動する市民団体で、河川愛護活動を目的とする団体
- ・R5.3月現在 58団体
- ・活動頻度は週1回～年数回。団体平均は年8回程度

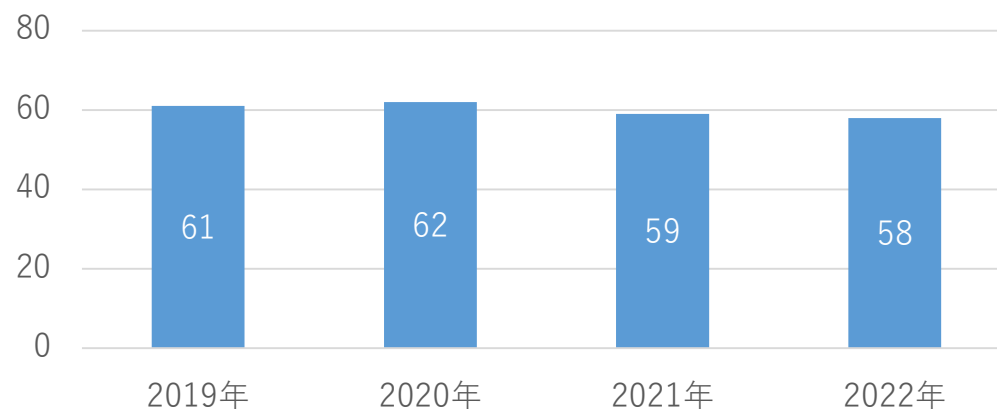
○助成金

- ・基本額30,000円＋作業延長による加算額※
※作業延長に応じて
5,000円（1,000m未満）～40,000円（20,000m以上）
- ・令和4年度交付実績額 2,127千円
- ・団体平均 約43千円

○活動の流れ

- ①建設事務所へ相談
- ②団体結成手続き
- ③認定書交付
- ④活動の報告及び助成金の交付申請
- ⑤履行確認、交付決定
- ⑥請求
- ⑦支払

○団体数の推移



将来に向けた課題の検討（所管課ヒアリング）

- 地域団体が道路愛護活動や河川愛護活動を実施できなくなった場合、市や県が清掃を担当する範囲が増加し、実施回数が減ることによる環境水準の低下及び市の財政負担の増（※）が想定される。
- これにより、歩道清掃や草刈等に関する市民からの苦情増と、対応する職員の負担増の可能性がある。
- 地域住民が活動をきっかけとして交流を図ることができるという効果もあるため、活動がなくなった場合、地域内の顔の見える関係性が築きにくくなることも考えられる。

【参考】

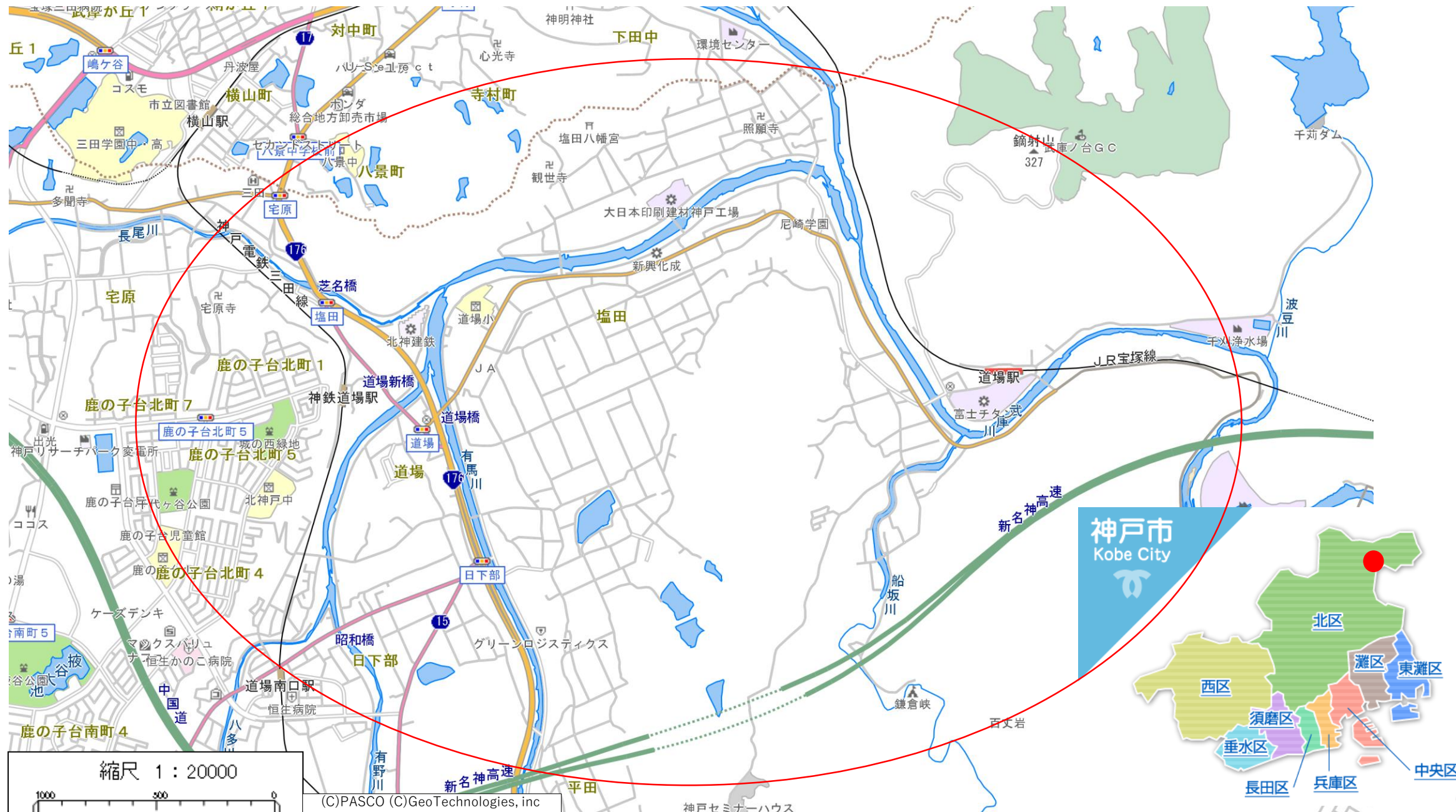
（1）道路愛護団体の清掃エリア（作業延長）を市が実施した場合にかかる経費

13,687千円（@8,300円/km×1,649km） ※清掃業務の平均単価8,300円/kmで試算（令和3年度時点）

（2）市の道路美化業務（各建設事務所で実施）

- ・実施内容 路面清掃、歩道ベルト（植樹帯）清掃、法面草刈、側溝清掃
- ・実施場所 幹線道路
- ・実施回数 概ね月1回（草刈りは年1回）
- ・経費 約5億7,000万円

活動団体へのヒアリング：道場町連合自治会（北区）



活動団体へのヒアリング：道場町連合自治会（北区）

○活動状況

- ・連合自治会・北区役所・環境局北事業所との「美しいまちを守り、ゴミ減量、資源化を推し進める協定（平成28年10月）により、毎年度、各地区自治会単位で道路・河川愛護活動（クリーン作戦）に取り組む。

【令和4年度実績】

道路愛護活動・・・7地区自治会で計11回、延べ654人が参加・活動延長7,510m

河川愛護活動・・・13地区自治会で計25回、延べ1,282人が参加・活動延長19,700m

○活動の流れ

- ・各地区自治会から連合自治会へクリーン作戦実施計画書が提出され、計画書に基づいて連合自治会が市・県に対する補助制度の申請手続きや資材配布（軍手やゴミ袋等）等を実施。

○補助金の使途

- ・草刈り機の燃料や軍手、ゴミ袋、お茶等の購入

○活動に対する思い・課題感

- ・幹線道路が近く、クリーン作戦の対象となるごみは、ほとんどが外部住民のポイ捨てや不法投棄である。
- ・河川に愛着を持つ住民も多く、負担も多いがなんとか活動を続けている。
- ・各地区とも高齢化が進んでいることから、クリーン作戦への参加者が減少してきており、現行の活動エリア等を維持することが困難。過去の役割分担を見直し、県・市が担当するエリアを増やしてもらいたい。
- ・車を手放す高齢者が増えており、地域内の移動手段の確保が課題となっている。今後は連合自治会としてコミュニティ交通や買い物難民への対策に取り組む必要がある。



公園の管理に関する現状

○市内の都市公園（※）のうち、約4割がまちの美緑化ボランティア制度により維持管理されている。

区	都市公園数 (R5.3月末現在 供用数)	助成団体数 (R5.3月末現在)
東灘区	172	97
灘区	87	63
中央区	71	36
兵庫区	75	62
北区（北神含む）	361	124
長田区	87	64
須磨区	177	59
垂水区	291	91
西区	312	111
計	1,633	707

都市公園とは
都市公園法に定められた、国または地方自治体が設置した公園をいう。
遊び、運動、レクリエーション、防災等、さまざまな目的に向けて整備され、自然環境を保護するために一定区域を公園に指定している「自然公園」とは異なる。

※活動規模は910公園

○まちの美緑化ボランティア 活動経緯

- ・神戸市では昭和42年に日常清掃等の公園の管理を、公園周辺の住民及び住民組織で結成された公園管理会に委託する公園管理会制度が発足。
- ・阪神淡路大震災を契機に、新たに身近な公園を整備する際には、計画段階から地域住民が参画するワークショップが行われ、完成後の管理運営についても公園管理会を結成。
- ・平成13年度より、既存の公園管理会の活性化を図るとともに多様なボランティア団体が参画できるように制度変更し、「まちの美緑化ボランティア制度」として現在に至る。

まちの美緑花ボランティア助成

○助成対象活動

- ・地域団体等を母体とした市民ボランティア組織が行う身近な公園の維持管理活動（清掃、樹木への水やり、遊具や施設の破損等の通報・連絡調整など）

○対象となる公園

- ・都市計画法に規定する都市公園（確実に都市公園となるものを含む）
- ・市内活動規模は910公園（市内都市公園数1,633）

○対象団体

- ・自治会、婦人会、老人会、子ども会等の公共的団体を母体とする団体、公園等における奉仕活動を行おうとするボランティア団体又はNPO並びに企業内のボランティアグループなど
- ・R5.3月末時点707団体
- ・活動頻度は毎日～年数回

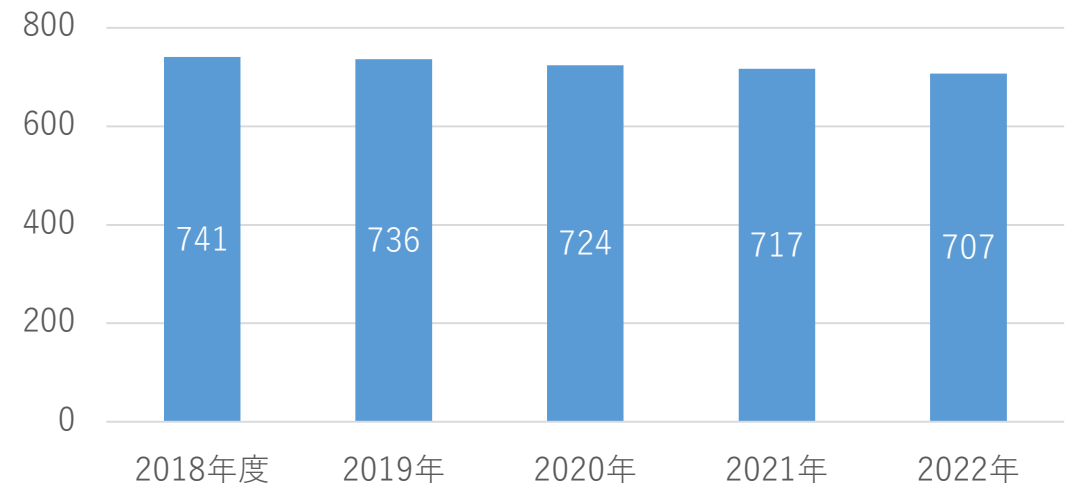
○助成内容

- ・助成金の支給（面積や作業内容により算出）
- ・令和4年度交付実績額 104,664千円
- ・団体平均 約148千円
- ・活動に必要な資材の提供

○活動の流れ

- ①建設事務所へ相談
- ②団体結成手続き
- ③助成金の交付申請
- ④交付決定
- ⑤活動実績報告、請求
- ⑥支払

○団体数の推移



将来に向けた課題の検討（所管課ヒアリング）

1. ボランティア活動のない公園における維持管理

- 実施内容 清掃・除草
- 実施場所 市内の都市公園
- 実施回数 清掃：概ね月2回 除草：概ね年2回
- 経費 約11億円※
※建設局の管理する公園（指定管理等除く）、かつボランティア活動のある公園も含む

2. 活動がなくなった場合の課題

- 市民生活への影響としては、従来のボランティア活動によるきめ細やかな管理ができなくなり、管理レベルの低下が想定される。
- 市の課題としては、財政負担の増が想定される。



公園利用に支障があるほどではないが、木が茂り、雑草が伸びている場所があるなど、きめ細やかな管理ができていない公園もある。

公園管理活動ー活動団体の現状（活動団体ヒアリング）

雲中公園管理会（中央区）

○活動状況

- ・月2回 1回あたり15～20名で約1時間作業
- ・1回の清掃で最低でもごみ袋10袋分のごみを回収

○補助金の使途

- ・掃除用具（鎌、鋤、軍手、ごみ袋等）の購入
- ・参加者への飲料の購入（夏場のみ）

○活動に対する思い・課題感

- ・清掃活動の後にいきいき体操を実施
- ・近所の人と会って話をしたり身体を動かすなど、清掃以外の部分に楽しさや生きがいを感じて参加する人も多い。
- ・公園には大きな木が多く、高所の枝の選定など作業が困難になっている。
- ・高齢化により徐々に参加人数が減っている。今後さらに人数が減った場合、活動を継続できない。
- ・書類の作成や領収書の提出など助成金申請手続きが煩雑である。



公園管理活動－活動団体の現状（活動団体ヒアリング）

上沢通4丁目公園管理会（兵庫区）

○活動状況

- ・公園管理会の会員は9名
- ・一人ずつ週替わりの当番制で清掃（頻度は毎日～週2程度）
- ・作業内容は草刈り、剪定、側溝清掃、遊具の塗装等

○補助金の使途

- ・掃除用具（ほうき、鎌、高枝ばさみ、軍手、ゴミ袋等）の購入
- ・参加費や飲料代

○活動に対する思い・課題感

- ・会員の高齢化により徐々に会員が減っている。
- ・全員が70歳以上で、側溝の掃除など力のいる作業ができない。
- ・若い世代がボランティアに関心がないように感じるが、地域のクリーン作戦などの際には声をかければ活動に参加してくれるので、日頃からあいさつや声掛けをするよう心掛けている。

